

第3回 岐阜県航空機・同附属品製造業  
最低賃金専門部会議事録

令和6年10月16日(水) 13:30～

岐阜合同庁舎 5階共用第1会議室

平野賃金室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第3回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしましたところ傍聴希望の申込はございませんでした。それでは、青木部会長よろしくお願ひします。</p>
青木部会長	<p>ただ今から、第3回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p><b>議題1「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」</b>です。</p> <p>始めに、配布資料について事務局から御説明をお願いいたします。</p>
安藤室長補佐	<p>資料No.1(1ページ)を御覧ください。</p> <p>当審議会の自動車・同附属品製造業の専門部会における審議結果です。</p> <p>10月11日に開催されました第3回専門部会において、現行額1,005円を52円(5.17%)引上げ1,057円とすることを全会一致にて可決し結審しました。</p>

<p>青木部会長</p>	<p>ありがとうございました。        続きまして、他局の結審の状況について事務局から御報告をお願いいたします。</p>
<p>安藤室長補佐</p>	<p>では、報告いたします。        「航空機・同附属品製造業」の特定最低賃金は全国で岐阜県だけであり、「航空機・同附属品製造業」が含まれる「輸送用機械器具製造業」の答申状況を第2回専門部会で報告したところと併せて御報告いたします。        本日までの答申は4つの県でございます。        まず、埼玉県「輸送用機械器具製造業」、改定前1,055円、改定後1,102円、引上げ額47円、10月2日に結審です。        次に、兵庫県「輸送用機械器具製造業」、改定前1,075円、改定後1,126円、引上げ額51円、9月13日に結審です。        次に、山口県「輸送用機械器具製造業」、改定前1,036円、改定後1,088円、引上げ額52円、10月15日に結審です。        最後に、福岡県「輸送用機械器具製造業」、改定前1,029円、改定後1,081円、引上げ額52円、10月8日に結審です。        なお、愛知県は、答申されておりませんが、専門部会での結審状況を御報告いたします。愛知県「輸送用機械器具製造業」、改定前1,028円、改定後1,081円、引上げ額53円です。        以上となります。</p>
<p>青木部会長</p>	<p>ありがとうございました。        審議に入る前に前回の議論を整理してみますと、労働者側からは、        防衛力強化に向けた国内調達予算の増加によって大幅な需要増となる見通しであるが、民需の足踏み感がある</p>

との認識をしており、労使で議論をして全会一致を目指して臨みたい。

航空機産業は高付加価値の技術先導産業であり高度な専門性と高い熟練度を必要とすることを鑑み、県最賃や他業種の産業別最賃と比較してより高い水準であるべき。

人材不足は深刻であり産別最賃の引上げがなければ、産業としての魅力が薄れ、人材確保に支障をきたす。

生産年齢人口が減少していく中で、今後も優秀な人材を確保し企業・産業・地域の発展につなげていくためには、産業別最低賃金の優位性を確保することが必要である。

全会一致を目指す観点に立って、岐阜県だけに存在する航空機最低賃金の重みについて今一度考えながら、そして航空機特区が岐阜県には存在しているので、魅力ある産業としての航空機に相応しい賃金を一緒に考えていきたい。

という御意見でした。

その上で金額については、愛知県の地域別最低賃金 1,077 円と同額とすることで愛知県への人材流出防止を図ることを理由として、現行の最低賃金 1,031 円を 46 円引上げの 1,077 円とすることを御提示されました。

対して使用者側は、

人手不足に加え、若年層の労働に対する意識の変化や労働時間規制等の働き方改革によって生産性は低下しており、自動化等を進め生産性を向上させる取り組みを行っていかねばならない。

より適正な価格転嫁、米国の航空機企業との関係においての収益状況、人手不足への対応等について、大企業と中小企業との格差が生じている経営状況にあるという共通認識を持って審議に望みたい。

世間的には賃金上昇は言われており、埼玉県や兵庫県

	<p>でもかなりのアップ率であり差の開きは気にする点であり、航空機業界において、いい兆しはみえるものの、米国の航空機企業の問題により楽観視できない状況にあるため慎重に考えていく必要がある。</p> <p>最低賃金が適用できなかった企業の割合が増加しており、上げられない、ついていけない企業があることは問題である。</p> <p>健全経営を目指して「関係機関」や「取引先」と交渉するなど鋭意努力しているが、現状では満足できる状況には至っておらず、特定業種最低賃金の改正は、最低限度に留めおくべきと考える。</p> <p>という御意見でした。</p> <p>その上で金額については、航空機産業の裾野はかなり広く、地域別最低賃金の未満率も高いという状況の中で弱いところに目配りをする必要があることに加え、労側の提示金額がわからない状況でしたので交渉の原則として、まずはプラス1円から始めたいとの理由から、現行の最低賃金1,031円を1円引上げ、1,032円を御提示されました。</p> <p>労使の主張には大きな隔たりがありますので、これから個別協議に入る前に、あらためてこの場で発言しておきたいことがございましたら、お伺いします。</p> <p>まず、労働者側はいかがでしょう。</p>
<p>村上委員</p>	<p>航空機産業の置かれている状況は、ある程度労使共通して認識ができているかと思いますが、金額に関してはまだ大きな開きがありますので、今日の中でなんとか妥協点を見つけられるようしっかりとした協議させていただきたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>青木部会長</p>	<p>使用者側はいかがでしょう。</p>

川本委員	特にございません。
青木部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は最終日となります。何卒全会一致で結審できますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>これより個別にお話を伺っていきたいと思います。</p> <p>まずは、公使の二者協議から始めたいと思います。各委員の皆様は、それぞれの控室で御待機していただきますようお願いいたします。</p>
各側との個別協議	
青木部会長	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。</p> <p>労使双方から個別に御意見を伺いました。</p> <p>ざっとした報告となりますが、金額提示について、使側からはプラス8円の1,039円の提示があり今日の協議が始まりました。</p> <p>これに対して労側は前回の46円プラスから19円プラスの1,050円のラインまで歩み寄りをして頂きました。</p> <p>それに対して、最終的に使側は、現行の1,031円に1.6%をかけて17円、それにプラス1円上乗せしてプラス18円の1,049円を提示されました。根拠は航空機特賃の過去10年の平均引上げ率が1.6%です。これをもって1,049円を示されたのに対し、最終的に労側は1,050円ラインを譲れないとおっしゃた訳ですが、今回は双方とも全会一致に重きを置いて頂けたとみられますが、1,049円に労側が最終的に歩み寄りされて、結果としては1,049円で採決に入りたいと思います。</p> <p>この中で、今話題になっている米国の航空機企業のストと業績悪化の問題については、労使双方ともやや足元に影響が出てきていて今後、見通しにくくなったとおっしゃいました。その他、人員確保ですとか航空機産業の</p>

	<p>あるべき姿とか、色々労使双方お話していただき、やや認識の不一致も見られましたが、今回同じテーブルに着いた上で全会一致を目指すと、当初のスタンスを堅持されまして歩み寄り、妥協点を見い出せることはできたと思います。</p> <p>それでは、採決に移りたいと思います。</p> <p>現行の岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金、時間額 1,031 円を 18 円引き上げ、1,049 円とすることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	(全員挙手)
青木部会長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>全会一致の場合、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとなっておりますので、事務局で報告書案と答申文案を御準備ください。</p>
事務局	(報告書案と答申文案の配布)
青木部会長	それでは、報告書案と答申文案を事務局で読み上げてください。
安藤室長補佐	<p>はい、では読み上げる前に令和 6 年 3 月 21 日の第 480 回岐阜地方最低賃金審議会で説明しました令和 6 年 4 月 1 日施行の日本標準産業分類改定による報告書案と答申文案の変更点について説明します。</p> <p>それぞれ 2 枚目に同一内容の別紙を添付しており決定内容のうち 2 適用する使用者の 1 行目右側に「当該産業において管理、補助的経済活動」という部分があり、この管理の後のところを前年までのカンマから読点に変更しております。</p> <p>それでは読み上げます。</p> <p>(報告書案と答申文案を朗読)</p>

青木部会長	今読み上げていただいた報告書案と答申文案のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
青木部会長	それでは、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を御準備ください
(青木部会長、中村基準部長、会場中央へ移動)	
青木部会長	(朗読せず、中村基準部長に答申文を手交する。) 答申します。
中村基準部長	ありがとうございました。 (青木部会長、中村基準部長自席へ戻る) ただ今、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定につきましての御答申をいただきました。 委員の皆様におかれましては、真摯に御議論をいただき、全会一致による御答申をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。 早速、この御答申をもとに所要の手続を取ることといたします。 誠にありがとうございました。
青木部会長	それでは、今回の一連の審議を通じて労使双方この場で御発言がありましたら、それぞれお願いいたします。 まずは労側から。
村上委員	長時間に渡り審議ありがとうございました。 金額としては満足し得る金額ではないですが、全会一致というところに重きを置いたということで、判断したいと思います。 一方で各県の特定最賃を見ると、かなりの上げ幅にも

	<p>なっておりますので、若干岐阜県の航空機というのは、置いて行かれている状況にもあるのかなと認識しておりますし、人材不足であったり、人手不足という問題は、今後ますます大きくなっていくと思いますので、来年度の地賃の上げ幅にもよりますが、来年度以降も労使でしっかり議論をさせて頂いて、航空機のあるべき姿、航空機の発展に向けてしっかり議論させていただきたいと思っておりますので引き続きよろしく願いいたします。</p>
青木部会長	<p>はい、ありがとうございました。 使側いかがでしょうか。</p>
加藤委員	<p>長時間に渡りありがとうございました。 今回、全会一致と言うことで、非常に航空機業界は今のところ今年1年は、あまり期待できないと思いますけれども来年以降期待が高まってれば、最賃の方も上げ幅がグッと多くなると思いますので、景気が良くなればそれなりに最低賃金も上がっていくだろうと思っておりますので、また、来年以降検討して良い数字が出るように世の中が変わっていきますように願っております。 どうもありがとうございました。</p>
青木部会長	<p>双方、どうもありがとうございました。 次に、議題2「その他」ですが、事務局から何かございますか。</p>
平野賃金室長	<p>議題としては特にありません。 ただ今、御答申をいただきましたので、今後、異議申出の手続きを経て、12月21日の発効に向けて手続きを進めてまいります。 よろしく願いいたします。</p>

青木部会長	<p>各委員の皆様には、専門部会の円滑な運営に御協力を賜わりありがとうございました。</p> <p>今年度、労使双方が改正の必要性ありということで同じテーブルに着かれたことに重きを置かれまして、意見のくい違いはありましたけれど真摯な議論を尽くして頂きました。結果、全会一致で決着することができました。</p> <p>本当にありがとうございました。</p> <p>では、これをもちまして閉会といたします。</p>
-------	---

